

小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書

1 業務名

小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2 業務の目的

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「第8期おだわら高齢者福祉介護計画」の策定に当たり、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするため、市内高齢者の状況やニーズを把握するためにアンケートを実施し、課題分析等を行うもの。

3 業務期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日まで

4 調査対象及び調査数

小田原市内に居住する65歳以上の者7,500人（625人×12圏域）。

※介護保険の要介護認定で要介護1から5の者を除く。

※調査対象者は、全て無作為抽出による。

※調査票の回収率は、各圏域おおむね70%とする。

5 業務内容

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の作成・実施・集計・比較及び分析等。

小田原市（以下、「発注者」という。）は、調査業務の一部事務を受注者に委託し、双方の協議のもとに業務を遂行する。事務の順序と分担はおおむね次のとおりとする。

	主に発注者が担う事務	主に受注者が担う事務
調査企画	①調査企画の総括 ②調査方針とテーマの設定	③集計、分析方針の作成 ④調査票の作成
調査実施	⑤調査対象者名簿の作成	⑥発送用封筒の作成 ⑦返信用封筒の作成 ⑧調査票の封入封緘及び発送 ⑨調査票の回収・受託者への送付
結果報告	⑬分析結果の確認	⑩調査データの入力 ⑪調査データの集計、結果の分析・比較・評価 ⑫調査報告書の作成・報告 ⑭調査票の返却
その他	庁内会議及び委員会の開催	委員会及び庁内会議等への出席

(1) 調査票等の作成及び送付

- ア 受注者は、「第7期おだわら高齢者福祉介護計画」に係る実態調査（以下、「第7期計画に係る実態調査」という。）の内容・結果、介護保険制度改正、国からの情報をもとに、調査票、調査依頼文、返信用封筒及び送付用封筒を作成し、発注者が指定する調査対象者に郵送する。
- イ 発注者は、業務実施に当たり調査対象者の情報（住所、氏名、フリガナ、生年月日、日常圏域等）をエクセルまたはCSV形式データで、CD-R等により受注者へ提供する。また、外字データ（EUDC、TTE）を電子媒体で提供する。調査対象者名簿の引渡しは、高齢介護課にて、原則手渡しにより行う。
- ウ 調査票の仕様は、A4版、両面印刷、1色刷り、色上質紙中厚口、16ページ程度で、容易にページが分離しないよう綴じを施したものを想定する。
- エ 調査項目は、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の項目を基本に、市独自の調査項目及び自由記載欄を加え、全体で70項目程度を想定する。受注者は、発注者の求めに応じて目的達成のための調査項目等を提案し、発注者と受注者が協議して決定する。
- オ 調査依頼文の仕様は、A4版1枚、両面印刷、4色刷り、上質紙55キログラムを想定する。表面は、調査依頼文及び調査票記入上の諸注意とし、内容は、受注者が提案し、発注者と受注者が協議して決定する。
- カ 送付用封筒の仕様は、角形2号を想定し、送付用の封筒には、発注者が提供する調査対象者名簿（上記イ）を基に、宛名を印字すること。
- キ 返信用封筒の仕様は、長形3号、クラフト封筒、口糊加工、墨1色刷りで内容物が透けて見えない紙質のものを使用することを想定し、表面に返信先（市）と料金受取人払いであることを表示すること。
- ク 受注者は、送付用封筒に調査票と返信用封筒を封入封緘し、小田原郵便局または小田原東郵便局に持ち込む。発送に係る郵便料金は、受注者が負担するものとする。
- ケ 受注者は、送付物の見本50部を、送付する1週間前までに発注者に提出するものとする。

(2) 調査票の回収及び集計

- ア 調査票の最終回収率は、各圏域おおむね70%とする。
- イ 調査票の返信先は、小田原郵便局留とする。受注者は、発注者から受取の委任をうけて、小田原郵便局に定期的に訪問し、調査票を回収する。受注者は、発注者が返信用封筒の郵便料金の受取人払いに係る申請をする際の補助及び清算事務を行い、郵便料金を負担する。受注者は、成果品である調査報告書の納品と同時に、調査票を発注者に返却し、その経費を負担する。

(3) 調査データの作成

- ア 回答済調査票のデータを、国が示す地域包括ケア「見える化システム」へ登録ができる状態にデータを加工し、CD-ROMに保存して、発注者に提出すること。
- イ 調査データを集計し、調査結果について多面的な視点から分析できるよう、設問ごとにグラフや表、クロス集計表等を作成すること。12の日常生活圏域ごとの高齢者の課題、圏域の特徴が把握できるよう分析するとともに、第7期計画に係る実態調査

結果との比較を行い、課題解決に向けた方策や今後の事業展開等について提案すること。

(4) 成果品の作成

ア 受注者は、調査結果に基づく成果品を作成し、発注者に提出する。

イ 成果品は、次のとおりとする。

(ア) 中間報告書（紙媒体） 100部

第3回小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（令和2年（2020年）2月中旬予定）において資料として使用できるものを提出すること。

(イ) 最終調査報告書（紙媒体） 50部

仕様は、A4版、150頁程度、表紙は色上質カラー最厚口1色刷り、本文は上質再生紙1色刷り、背表紙は背文字あり、製本はくるみ綴じ製本とする。

調査報告書の内容は、調査の趣旨や回答者の属性、調査結果の概要・総括、分析結果、日常生活圏域ごとの地域特性・課題、課題解決に向けた方策や今後の事業展開等の提案、調査票等とする。

(ウ) データベース（電子媒体）

中間報告書及び最終調査報告書の版下（Microsoft Office ドキュメント形式、A4判）のデータをCD-ROMに保存し、発注者に提出すること。

ウ 各報告書の内容について、発注者へ説明・報告すること。

6 その他

(1) 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 打合わせ等

本業務遂行に当たっての打合せは、発注者が指定する場所とする。また、発注者と綿密な協議及び連絡を行いながら進めること。

(3) 庁内会議及び委員会への出席

令和2年（2020年）2月中旬を予定している委員会及び庁内会議（2回程度）に、発注者の指示により出席すること。

(4) 経費等

会議等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る経費は、本委託料に含むものとする。

(5) 所有権等

成果品に係る所有権、著作権は小田原市に帰属するものとする。

(6) 疑義等

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

【別添】（6その他（1）関係）

（秘密の保持等）

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の措置を講ずるため、この契約による業務に従事する者をあらかじめ明確にし、適切な指導及び監督を行わなければならない。

3 受注者は、個人情報の管理体制等を記載した書面を、業務開始前に発注者へ提出しなければならない。

4 受注者は、この契約により取り扱う次の個人情報には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号が含まれることを踏まえ、同法の遵守その他の第1項に規定する措置を特に講じなければならない。

（再委託の禁止）

第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いを自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が書面により許諾した場合は、この限りではない。

（個人情報の引渡し）

第3条 発注者は、この契約による業務の処理のため、調査対象者に係る個人情報を受注者に引き渡す。

（個人情報の保管）

第4条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第5条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第6条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第7条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、発注者の承諾なくして複写、又は複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第8条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（返還、消去又は廃棄義務）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から引き渡された調査対象者に係る個人情報を委託業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難な場合にあつては、当該個人情報の判読又は復元

ができないように確実な方法で消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により返還、消去又は廃棄をした際には、発注者の指示により、情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法と年月日、責任者その他必要事項が記載された書面を発注者に提出しなければならない。

(事故報告義務)

第10条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報の管理状況について、必要と認めるときは、受注者を調査し、及び報告を求めることができる。

(指示勧告)

第12条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報の管理状況に、不適切な点を認めたときは、受注者に対し、必要な指示勧告を行うことができる。